

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【「年収の壁」について】

- 1 「年収の壁」とは
- 2 「所得税の扶養」と「社会保険の扶養」の違い
- 3 年収の壁・支援強化パッケージ

1 「年収の壁」とは

年末調整の時期になり、従業員や配偶者の年収について質問される機会も多くなると思います。そこで今回は年収の壁について解説いたします。

年収の壁とは、その金額以上またはその金額を超えると税金や社会保険料が変わるボーダーラインで、住民税・所得税に関わる税制上の壁と健康保険や年金への加入に関わる社会保険上の壁の2種類があります。年収によっては、配偶者が働く企業から支給される配偶者手当そのものが無くなる可能性もあります。それぞれの従業員にあった働き方を選択できるように正しく理解しましょう。

税制上の壁は4つ・・・100万円、103万円、150万円、201万円

社会保険上の壁は2つ・・・106万円、130万円

年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円	○	×	×	対象	—
103万円	○	○	×	—	対象
106万円	○	○	△	—	対象
130万円	○	○	○	—	対象
150万円	○	○	○	—	対象(縮小)
201万円	○	○	○	—	-(※1)

○：かかる ×：かからない △：かかる場合あり

※1 201万6千円以上の場合、対象とはなりません。

◆100 万円の壁

住民税の支払いが発生する年収。

住んでいる自治体によって若干異なりますが、100 万円を超える分について一定額の住民税が発生しますが、わずかに超える程度であれば年間約 1 万円程度の住民税となります。

◆103 万円の壁

所得税の支払いが発生する年収。

所得税は 103 万円を超えた分に対してかかる税金です。例えば年収 105 万円の場合、103 万円を超えた 2 万円に対してかかり、所得税は年間 1,000 円となります。

また、配偶者の税金を計算する際の配偶者控除が配偶者特別控除に切り替わります。

◆106 万円の壁

企業規模により、社会保険の加入義務が発生する年収。

従業員 101 人以上の企業では他社会保険加入要件を満たせば社会保険の加入義務が発生します。その場合、社会保険は配偶者の扶養から外れることとなります。

◆130 万円の壁

企業規模に限らず、社会保険の加入義務が発生する年収。

社会保険は配偶者の扶養から外れることとなります。

◆150 万円の壁

配偶者の税金を計算する際の配偶者特別控除の額が段階的に縮小する年収。

◆201 万円の壁

配偶者の税金を計算する際の配偶者特別控除の額がゼロになる年収。

厳密には 201 万 6 千円以上になると配偶者特別控除を受けられなくなります。

担当：外賀

2 「所得税の扶養」と「社会保険の扶養」の違い

本人の年収によっては配偶者の扶養になることができますが、扶養には「所得税の扶養」と「社会保険の扶養」の 2 つがあり、それぞれで年間収入の考え方や年間の範囲、対象家族の範囲が異なります。違いについて見ていきましょう。

	"社会保険"における扶養	"所得税"における扶養		
		配偶者控除	配偶者特別控除	扶養親族
年間収入の基準	130万円未満 かつ 被保険者の収入の1/2未満 ※同居していない場合は、被保険者からの援助以下 ※60歳以上又は障害者は、180万円未満	103万円以下	103万円超～ 201万6千円	103万円以下
年間の範囲	今後1年間の収入見込み	その年の1月1日から12月31日の実際の年間収入		
対象者の範囲	3親等内の親族 配偶者（事実婚可）	配偶者（事実婚不可）		6親等以内の血族 3親等以内の姻族
同居要件	被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外は要同居	同居が原則 一時的な別居は可（学生の仮住まいなど）		
年齢	75歳未満	16歳以上		

【年間収入の基準の違い】

社会保険の扶養の収入要件は年収 130 万円未満、所得税の扶養の対象となるための収入要件は年収 103 万円以下です。

社会保険の収入要件では雇用保険の失業等給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金も収入に含まれますが、所得税の収入要件では含まれないといった違いもあります。

【年間の範囲の違い】

社会保険の扶養における年収は「今後 1 年間の収入見込み」で判断し、所得税の扶養における年収は「その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の実際の年間収入」で判断します。

今後の見込額と実際の年収額という異なる基準で考えるため、社会保険と所得税の扶養が一致しない場合も起こり得ます。

例えば「1 月～9 月は働いていたが退職して収入がなくなった。1 月～9 月の収入は 270 万円だった。」というケースの場合、所得税上はその年の年収が 270 万円ですから扶養親族や配偶者控除等には該当しません。一方で、社会保険については退職後 1 年間の収入見込みが 0 円であれば扶養の対象となります。

【対象者の範囲等の違い】

対象となる親族の範囲や同居要件も社会保険と所得税では取扱いが異なりますので注意しましょう。社会保険では“事実上婚姻関係と同様の事情にある者”も扶養対象に含まれますが、所得税では対象外です。なお、社会保険の扶養対象となる年齢が「75 歳未満」となっているのは、75 歳以上の方は自身で「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。

担当：菊池

3 年収の壁・支援強化パッケージ

先述の年収の壁の中でも社会保険に関する壁となる「106万円の壁」と「130万円の壁」に関して、意識せず働くことができる環境づくりを後押しするために、厚生労働省から「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。

【106万円の壁への対応】

令和5年10月20日から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されることとなりました。このコースは、短時間労働者が社会保険の加入により手取り収入が減少することを意識せず働くことができるよう、令和5年10月1日以降、従業員の収入を増加させる取組みを行った会社に対して、従業員1人当たり最大50万円の支援を行うものとなっています。

この助成金の対象となる、「従業員の収入を増加させる取組み」としては、

- ① 賃金の引上げ
- ② 所定労働時間の延長
- ③ 「社会保険適用促進手当」の支給

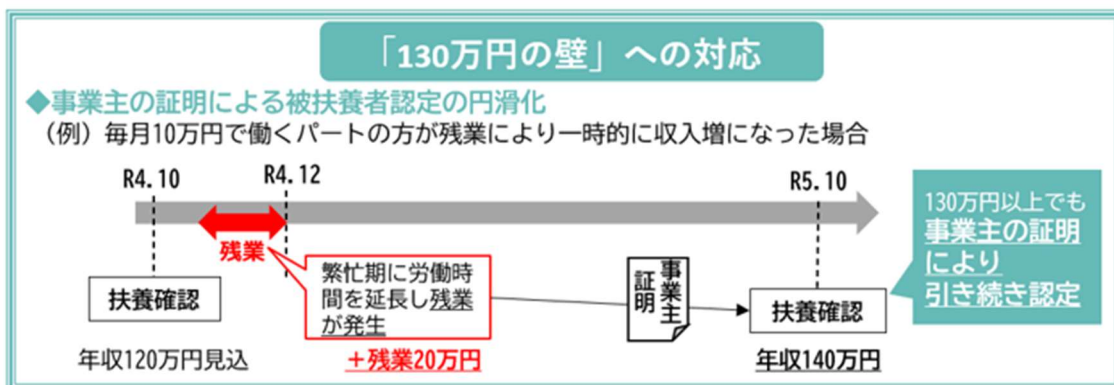
があります。

「社会保険適用促進手当」とは、従業員が社会保険に加入するにあたり、会社が従業員の保険料負担を軽減するために支給する手当です。新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、従業員の標準報酬月額・標準賞与額の決定の際には考慮しないことができます（＝社会保険料の計算対象に入れなくてよいことになります）。この取扱いの適用は最大2年間となります。

【130万円の壁への対応】

被扶養者の認定の基準の1つに「年収130万円未満であること」があります。

この被扶養者の認定基準について、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入の変動により、収入が増加した場合は、その旨を会社が証明することで、一時的な収入を除いた年収で認定を受けることが可能となり、引き続き扶養に入り続けることができます。



(出典) 厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

【配偶者手当への対応】

会社の配偶者手当をもらうため、配偶者が手当受け取りの収入基準を超えないように働き控えをする場合があります。厚生労働省は、配偶者手当の見直しを後押しするために、見直しの手順について資料を作成・公表しております。

配偶者手当の在り方検討：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

配偶者の年収要件を設定して配偶者手当を支給している会社は多く見られますが、こうした国を挙げての配偶者手当見直しの動きや、共働きや独身者の増加による社会環境の変化、職務ベースに基づく給与支給の流れ等を踏まえて、自社の配偶者手当について改めて検討する時期に来ているともいえます。

今後、人手不足への対応が必要となってきます。採用拡大のみに頼らず、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを行い、人材の確保を行うことを検討されてみてはいかがでしょうか。

担当：杉田

お知らせ / ご案内

11月29日（水）に顧問契約顧客向け無料セミナーを行います。

テーマは「ハラスメントの相談を受けたら～ハラスメント相談の対応をグループワークで学ぶ～」です。詳細およびお申し込みは下記 URL をご覧ください。

<https://forms.gle/2sVtYFK6CXookucg8>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage：<https://www.ys-office.co.jp> Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office